

送迎付介護予防教室事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45及び地域支援事業実施要綱の規定に基づき、介護予防に資する通いの場として、主に虚弱かつ自ら地域の通いの場への参加が困難な高齢者を対象に、自立した生活の支援、閉じこもり防止及び心身機能の向上等を図ることを目的として実施する送迎付介護予防教室事業（以下、「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、岡崎市（以下、「市」という。）とする。

2 市は、適切な事業運営が確保できると認める事業者に委託できるものとする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運動器の機能向上、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防に関わること、その他生活機能の改善に資するプログラムを提供する。（「岡崎市介護予防・認知症予防プログラムマニュアル」を参考にすること）
- (2) 身体その他の状況を踏まえ、必要と判断される者には原則送迎を実施する。
- (3) その他市長が必要と認める事業を実施する。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に居住し、住所を有する65歳以上の者であって、介護予防の必要性が高いと判断される虚弱の高齢者で、自ら地域の通いの場への参加が困難な者とする。

(必要な設備)

第5条 事業を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、消火設備その他非常災害に際して必要な設備及びを設置しなければならない。

2 前項に掲げる専用の区画の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

(人員配置)

第6条 事業に従事するもの（以下、「従事者」という。）は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧

師、はり師及びきゅう師、実務経験を有する介護福祉士の資格を有した従業者のうち、いずれか1名を専従で配置するとともに、利用者が5名を超える場合は利用者が10又はその端数を増すごとに、事業の実施に適した従事者を1名配置するものとする。

(利用料)

第7条 利用者は、教室1回の利用につき500円を負担するものとし、利用の度に事業者に対し支払うものとする。ただし、初回利用日は、対象要件の確認としてのアセスメントを主に実施するため、利用料の負担はないものとする。

(経理及び帳簿等)

第8条 事業者は、事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに、業務日誌及び経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

(衛生管理等)

第9条 事業者は、利用者の使用する施設や設備等について、衛生管理に努め衛生上必要な措置を講じるとともに、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第10条 事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従事者であったものが正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業者は非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備する。

(安全管理体制)

第12条 事業者は事故防止のための十分な注意を払うとともに、利用者に症状の急変等が生じた場合等に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連携方法をあらかじめ定めなければならない。

- 2 事業者は、事業の提供にあたり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、事業の提供にあたり、事前に当日の体調を確認するとともに、無理のない適度な事業の内容とするよう努めなければならない。
- 4 事業者は、事業の提供を行っているときにおいても、利用者の体調に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。